地本業務ニュース

JR東海労・静岡地方本部

NO. 1 1 2 0 1 7 年 4 月 24 日 発行者: JR東海労静岡地方本部 植松昌彦

「平成29年度要員計画について」業務委員会開催

安全とサービス軽視の効率化反対!

現場に負担を強いる要員削減反対!

事務業務集約4人削減菊川駅業務体制見直し2人削減

事務サポート室3人では対応不十分!

組合:事務サポート室2名増と説明があったが、対応できるのか。

会社:現在事務サポート室は、1名が居る。3名体制となり一つの部署となる。計3名となり対応はできる。

リ対心はくさる。

組合:職場では社員は稀な年末調整や出産などの手続きをする。現場で担当者に聞きながら

端末に入力している。解らなければ、サポート室に聞くのか。

会社:サポート室が対応となる。

組合:サポート室3名体制は多くの社員が問い合わせをした場合対応ができるのか。

会社:対応できる。年末調整は、端末に前年度のデータが表示されるので便利になった。問

題が発生すれば検討はする。

組合:サポートセンターは日勤か。

会社:日勤である。

組合:日勤者は、昼休みに問い合わせをすることとなるが、対応はできるのか。

会社:できると考えている。

組合:対応できなければ社員の申請ができなくなる。社員の負担になる。

会社:状況により検討する。

休日出勤解消のため助役も窓口業務に着くべきだ!

組合:定年退職が27年度に比べて5人増となっている。休日出勤や年休の失効の要因となっている。

会社: そればかりではなく、突発性の事由もあるので一概に言えない。

組合:支社内の昨年度の系統別休日出勤の数を明らかにすること。

会社:乗務員は、1~2泊程度である。駅は一部の駅に休日出勤がある。

組合:駅の休日出勤の平均は1人当たり1に満たないということか。

会社:勤務指定ベースではほとんどない。

組合:しかし、今年度4月に休日出勤が指定されている職場がある。年度初で休日出勤が発生することは、今年度要員が足りないことを証明している。

会社:全体を見れば休日出勤は少ない。

組合:全体化として話を薄めてはいけない。現に発生している職場があり要員が足りないのである。

会社:要員が不足しているところにはできる限り充当していく。

組合:要員が足りない現場の社員は苦労している。藤枝駅では助役は以前窓口に入っていたが、今は要員が足りない時は助役が窓口に入らないのか。

会社:個別の話はしないが、現場長判断となる。

組合:現場長の判断が間違っている。支社から話をすること。休日出勤は毎年同じことが発生している。年度末になって、要員が足りなくなっている。繰り返さないこと。

65歳まで勤めることができる労働条件と要員を!

組合:基準人員の中には助役も含まれているのか。

会社:含まれている。現場にいない人もいる。休職者等である。

組合:還流で駅から運転士に移動する計画はあるのか。 会社:運転士・車掌の需給状況を踏まえて実施していく。 組合:28年度定年退職は、82名であった。専任社員に残った人数は何人か。

会社:8割の64名であった。

組合:系統別の専任社員に残った割合はどうか。

会社:系統的に18名の退職者は、平均している。

組合:専任社員は、個人的な条件で働ける人と働けない人がいる。通勤が遠い人もいる。仕

事がきつくなる。専任社員に残るための条件を整えること。

会社:満了せずにいろいろな事情で辞める人もいるが全体として17名である。十分働ける

条件であると考える。

組合:十分働ける条件にあるとは考えない。運転士の人はどのくらいか。

会社:全体が小さい。詳しい数は分からない。

組合:運転士は、満了するまで勤める人はごくわずかだ、組合が知る限り2名ほどだ。

会社:事情があって辞めている。

組合:満了まで勤められる条件を整えること。

会社: 労働条件は本部・本社間の議論となる。

組合:地方の特殊性がある。通勤列車の便数も多いが、地方は違う。通勤事情など考慮して

本社に地方から改善を上げること。遠距離通勤がネックとなっている。配慮すること。

会社: 敵性、能力、通勤等を考慮して適正な配置をしている。

組合:適正ではない。改善すること。

現場の声聞かず泊り1人勤務は問題あり!

組合: 菊川駅の要員が2人減となるが、転勤はあるのか。

会社:てこ扱いがなくなるため2人減となる。転勤となる場合もある。

組合: てこ扱いは、指令担当となるのか。

会社:指令が扱うこととなる。

組合:菊川駅の東側の線路はセクションがある。入換では使わないのか。

会社:東側線路は使わない。

組合: 菊川駅は終着駅となる列車もあり、酔客が多いと聞いている。一人勤務では対応がで

きない。

会社: てこ扱いのない駅では一人泊り勤務をやっている。

組合:一人勤務の駅は苦労している。お客様の対応ができない場合がある。異常時や車いす

対応時、お客様の案内など対応ができなくなる。現場に話は聞いたのか。

会社:聞いている。

組合:現場の誰に聞いたのか。実際に窓口を担当している社員には聞いて調査したのか。

会社:駅に聞いている。

組合:駅の誰に聞いているのか。

会社:駅に聞いている。

組合:誰だと言えないのか。それでは何に基づいて決定したのか。

会社:作業ダイヤとか、乗降人員とか、列車ダイヤ等を検討した。

組合:お客様の対応、異常時の対応ができない。鉄道業務は、安全第一ではないのか。問題

がある。認めるわけにはいかない。泊り一人勤務には反対である。

年休の取得予想数明らかにされず!

組合: 年休の一人当たりの平均取得数を明らかにすること。

会社: 平均16日である。

組合:基準人員とは、出面数、特休・公休120日を入れて算定した人員ということか。

会社:そうである。

組合:女性社員の産休・育休による要員の減がある。予測した要員配置をしているのか。

会社:就業制限に踏まえて要員は配置している。

組合: 年休の20日は算定の条件に入っているのか。

会社: 年休も入っている。

組合:何日をめどとしているのか。

会社: 年休は入れている。

組合:基準人員 2,040 人の算出をしたのだから、年休の日数を明らかにできるはずである。 昨年度の16 日なのか。

会社:明言は避ける。

組合: それではどのように基準人員の算出をしたのか分からない。失効した年休の数を明ら かにすること。

会社:申し込まない人もいる。

組合: それは、本人の勝手である。申し込んでも失効する人がいる。失効した数を明らかに すること。

会社:データが手元にないので分からない。

組合:なぜ明らかにできないのか。明らかにしないことを確認する。

組合:運輸区では年休を執行する社員がいる。年休が失効しない要員配置をすること。

会社:業務上支障がある場合は、時季変更権を行使している。

組合:それでは時季変更を次に年休の申し込みをした日に指定し、年休を発給するべきだ。

会社:会社は時季変更の日を指定はしない。

組合: だから年休が失効するのだ。年休は支給をしなければならない。大きな事故や災害で業務上の支障があるのならば仕方がないが、業務上支障が出ないように要員配置をすることが会社の責任だ。要員が不足しているから年休が失効するのだ。

組合:毎年駅では車掌への転出・退職により、要員不足となる見越した要員体制とすること。

会社:適正な要員は配置している。

組合:適正な要員は配置されていない。対立である。